

# 公文書館等未設置県における検討状況等

	青森県	岩手県	山形県	石川県	山梨県	静岡県	愛媛県	高知県	長崎県	熊本県	宮崎県	鹿児島県
1-1. 公文書館(公文書法第4条第1項に規定する公文書館をいう。以下同じ。)を設置していない理由(設置の障害となっている事由等について記述)。	設置の必要性について具体的に検討してはなかったため。	・初期投資及び運営経費について多額の財政負担が見込まれるが、東日本大震災からの復興、雇用確保対策の確立、産業の活性化施策の実施等、緊急性が有り優先すべき事業が他にあること ・他県の例では利用者数が月80~300人(職員による利用も含む)と非常に少なく、また公文書館整備に対する県民の要望も多くないこと。 ・以上の事由のため、公文書館を設置していない状況にある。	設置場所の確保が困難なこと等。	まだ具体的な検討の段階ではないため。	山梨県情報公開条例、同施行規則により、歴史的若しくは文化的な資料等を管理する機関が定められているため。	・要員の確保が難しいこと。 ・現在歴史的文書の公開に向けて目録作成等整理を行っており、公開できる文書が少ないため。	文化交流施設整備構想の中で公文書館は図書館との併設として設置されることが盛り込まれているが、現在、この構想が事実上凍結状態にあるため。	公文書館の必要性は認識しており、現在設置を検討中である。	本県における歴史的行政文書は、そのほとんどが原簿等による火災で焼失しており、現存施設数が少ないうえに、利用者(閲覧)もほとんどないため。	財源不足が見込まれる厳しい県財政状況もあり、既存施設の改修も含め公文書館の施設整備は難しい。	調査研究・保管・修復等のための施設が不足しており、公文書の歴史的価値を判断したり、公文書を修復する等の技能を有した専門職員も配置しておらず、また目録が整備中であることから、県民等からの閲覧要望に十分な対応ができていないため。	当県においては、①戦前の公文書の大部分が戦火等により焼失して現存していないこと、②戦後の歴史的公文書に該当すると思われる文書のほとんどが県庁地下の文書庫に永久保存されていること、③歴史的公文書の選定基準を設けていないことなどから、公文書館の設置に際しては、まず歴史的公文書の選定基準の把握を含め、各県の対応状況を踏まえながら検討を行いたい。
1-2. 公文書館の機能を代替する組織・施設等はあるか。ある場合には、その設置根拠(規則、要綱等)は何か。また、保存、閲覧、調査研究等のうちどのような機能を有しているか。	あり(※1)	あり	なし	なし	あり	あり(歴史的文書閲覧室)	なし	なし	あり	あり	あり	なし
設置根拠	青森県行政組織規則で定める予定	なし			山梨県情報公開条例及び同施行規則	歴史的文書の閲覧等に関する要綱			—	・熊本県行政文書等の管理に関する条例 ・熊本県特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄に関する規則	宮崎県文書センター管理規程	
機能	保存、利用、歴史公文書等の保存及び利用に関する情報の提供、助言、調査研究等	保存、閲覧			保存、閲覧	収集、保存、閲覧			保存(書庫機能のみ。一般には開放していない)	保存、閲覧、写しの交付	保存、閲覧	
2. 公文書の保存及び利用の事務をどのように行っているか。												
(1) 現用文書、非現用文書の区別をしているか。	保存について区別している利用について区別していない	いない	いる	いる	いる	いる	いない	いない	いる	いる	いる	いない
(2) 文書の集中管理(※)を行っているか。 ※ここでは、各部署が保有している公文書を、保存期間又は一定の期間経過後に特定の組織・施設等において一括して管理している状態をいう。												
行っている場合	＜知事部局＞ 【根拠】青森県文書取扱規程【手続】本庁各課においては総務学事課へ、出先機関においては総務担当課へ、保存期間の起算日から1年間経過した文書を引継ぎしている。 【体制・施設・場所】本庁においては、集中管理専用の書庫があり、専任の非常勤職員を1名置いている。出先機関においては、書庫や倉庫で適宜対応しているが、特段の体制はとっていない。	【根拠】 ・行政文書管理規程(平成11年岩手県訓令第6号)に基づき集中管理を行っている。 【手続】 ・完了した行政文書であって、当該完了の日の属する年度の翌年度の初日から起算して1年間を経過したものについて、文書事務担当課が担当課からファイル管理簿の提出を受けた上で、当該行政文書を引継ぐ。 ・引継ぎを受けた行政文書は、保存年限まで文書庫で保管される。 【体制】 ・引継ぎ及び管理は、文書事務担当職員2名が担当している。 【施設・場所】 ・永年保存文書庫及び有期限文書保存庫で集中管理を行っている。	山形県文書管理規程に基づき、各所属が引継書を作成の上、文書主管課(書庫)に簿冊を引継いでいる。県庁舎地階に書庫を設置し、専門職員として嘱託職員を2名配置。	石川県文書管理規程に基づき、地下書庫で保管	【現用文書】 根拠:山梨県行政文書管理規程 一定期間、行政文書の作成課において保管した完了文書は、私学文書課に引継ぎ、私学文書課の文書庫に保存され、保存期間満了まで集中管理される。 【非現用文書】 根拠:山梨県情報公開条例施行規則 保存期間が満了した文書のうち歴史的若しくは文化的な資料等は、県立図書館等の機関で、管理される。	※本庁のみ ・根拠 文書管理規則 等 ・手続 (本庁)各所属長から法務文書課長への引継ぎ 施設等 本庁文書庫 等	愛媛県文書管理規程に基づき、適用範囲の課室においては、別添様式を提出のうえ、保管することとしている。なお、知事部局の保存文書は私学文書課(文書グループ)で集中管理し、庁舎内の地下書庫に保存している。  文書グループの体制 H25.4.1 現在 主幹1名、主任1名、主任業務員1名 再任用職員1名、臨時職員1名	完了公文書は、高知県公文書規程第40条(完了公文書の引継ぎ)に基づき所定の様式により主務課から文書情報課に引継がれます。引継がれた公文書は、県庁の本庁地下書庫、正庁ホール地下書庫、議会棟地下書庫、遠隔地にある書庫で保管しています。	長崎県文書取扱規程に基づき、完了文書については、原則的に各課より引継ぎを受け書庫に保存し、保存文書等については、本庁舎とは別敷地にある書庫で管理している。この書庫については、常駐の職員等はおらず、鍵を総務文書課で管理している。	保存期間が満了した行政文書等のうち歴史資料として重要な文書については、熊本県行政文書等の管理に関する条例の規定により知事(県政情報文書課)に移管し、特定歴史公文書として県政情報文書課が県庁本館地下2階の県政情報文書課書庫で集中管理する。	文書取扱規程に基づき、完了した文書は、引継文書目録を添えて、総務課管理の文庫で管理を行う。	「鹿児島県文書規程」及び「鹿児島県出先機関文書規程」に基づき、各課室内で保存年限の満了した文書は、学事法制課又は各出先機関の文書主任に引き継いでいる。文書庫において保管し、学事法制課長又は各出先機関の文書主任が管理している。
行っていない場合	＜知事部局以外の機関＞各機関の規程等に基づき、各課において保存している。									熊本県行政文書管理規程の規定により作成・取得の翌年度に、県政情報文書課の引継確認が完了した文書については県庁本館地下2階の県政情報文書課書庫に保管し、同保存承認が完了した文書については各所属の書庫でそれぞれ保存期間満了まで保管するため、集中管理は行っていない。		
(3) 県民の利用提供(閲覧、展示等)に供しているか。	いる	いる	いない	いる	いる	いる	いる	いる	いる	いる	いる	いる
利用(閲覧、写しの交付等)の根拠	・青森県情報公開条例 ・青森県個人情報保護条例	なし		石川県情報公開条例	山梨県情報公開条例、同施行規則等	【現用文書】情報公開条例【非現用文書】歴史的文書の閲覧等に関する要綱	文書管理規程第63条(展示は行っていない)	現用文書は高知県情報公開条例に基づき開示請求に応じられている。	長崎県情報公開条例	・熊本県行政文書等の管理に関する条例 ・熊本県特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄に関する規則	宮崎県文書センター管理規程	鹿児島県情報公開条例により、閲覧、写しの交付を行っている。
展示の施設・場所	県政情報センター(現用文書)や公文書センター(非現用文書で移管を受けたもの等)における展示を検討	盛岡地区合同庁舎内永年保存文書庫		各所属	【現用文書】県民情報センター、ホームページ 【非現用文書】県立図書館等		なし	なし	市内(本庁舎とは別敷地にある建物)ただし展示ではなく、保存文書台帳に基づいて閲覧の請求があった場合、職員が持ち出しをして対応する。	なし	宮崎県文書センター閲覧室	展示は実施していない。
利用者数等		月に2、3組程度		公文書の写しの交付件数 1,448件/年間(平成24年度)	平成24年度 県民情報センター利用者数 3,631人	不明	不明	平成24年度の請求者数 のべ 2,034人	年に1~2名	平成25年7月31日に利用制度を開始したところであり、利用者数については未集計。	県職員661人、一般1,107人計 1,768人(24年度)	不明
3. 今後の検討予定	公文書館を代替する施設を設置する(※1 平成26年12月1日予定)。	公文書館の設置は検討しておらず、それを代替する既存の施設で対応する。	公文書館を代替する機能の整備を検討している。	まだ具体的な検討の段階ではない。	公文書館の設置は検討しておらず、それを代替する既存の施設で対応する。	歴史的文書を含め、県内の貴重な文化資料を良好に保管するとともに、県民の生涯学習に役立てるため、新たな機能の整備を検討する。	文化交流施設構想の今後の方向によっては、別の検討の必要性が生じる。	公文書館設置に向けて検討中です。	公文書館の設置の検討予定なし。	公文書館の設置を検討しているが、設置の目的がたっていない。	公文書館への移行については、多額の施設整備費用の捻出等困難な面があり、将来の支出を伴わない運営体制の整備等を検討していきたいと考えている。	各県の対応状況を情報収集し、必要な施策について検討を行いたい。